

# 支部三役委員会規程

## (目 的)

第 1 条 小田奈良須両池土地改良区支部三役委員会（以下「委員会」という。）は、改良区本部と各支部間における業務運営に必要な情報共有や連携を図り、土地改良事業の推進並びにその業務を迅速かつ適正に実施することを目的とする。

## (委員会の職務)

第 2 条 規約第 28 条第 2 項に定める本委員会は、小田奈良須両池土地改良区の運営に関わることについて、理事会の諮問に答申する。また、その答申事項を、理事会の議決を経て執行する。

なお、委員会における管理業務は委員長が統括し、事務は事務局の係が担当する。

## (委員会の組織)

第 3 条 委員会は、以下の委員で組織する。

- (1) 支部長 10 人
- (2) 副支部長 10 人
- (3) 会計 10 人
- (4) 上記三役を兼任していない理事、監事

2. 委員長は、理事もしくは支部長の内 1 名を、理事長がこれを命ずる。

## (任 期)

第 4 条 任期は、小田奈良須両池土地改良区各支部役員の任期に準ずる。補欠選任によって就任した役員は、前任者の任期を承継する。

## (招 集)

第 5 条 委員会は、理事長の請求により、委員長が招集する。但し、委任された事項又は緊急を要する事項については、委員長は、理事長の請求をまたずに委員会を招集することができる。

2. 委員長が委員会を招集するときには、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

## (議 決)

第 6 条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

2. 議長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。
3. 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
4. 理事及び職員は、委員会に出席して、意見を述べることができる。
5. 委員会は、必要に応じ、理事、職員その他の者の出席を求め、意見を徴することができる。

## (報 告)

第 7 条 委員長は、委員会において決定した事項を直ちに理事長に報告しなければならない。

## (委員長の専決)

第 8 条 委員長は、委員会で定める事項のほか、常例に属する軽易な事項を専決処理することができる。

(費用弁償)

第 9 条 委員には、旅費、日当その他の給与を支給することができる。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。